

位置図



工事箇所

西原東小学校

西原東小学校

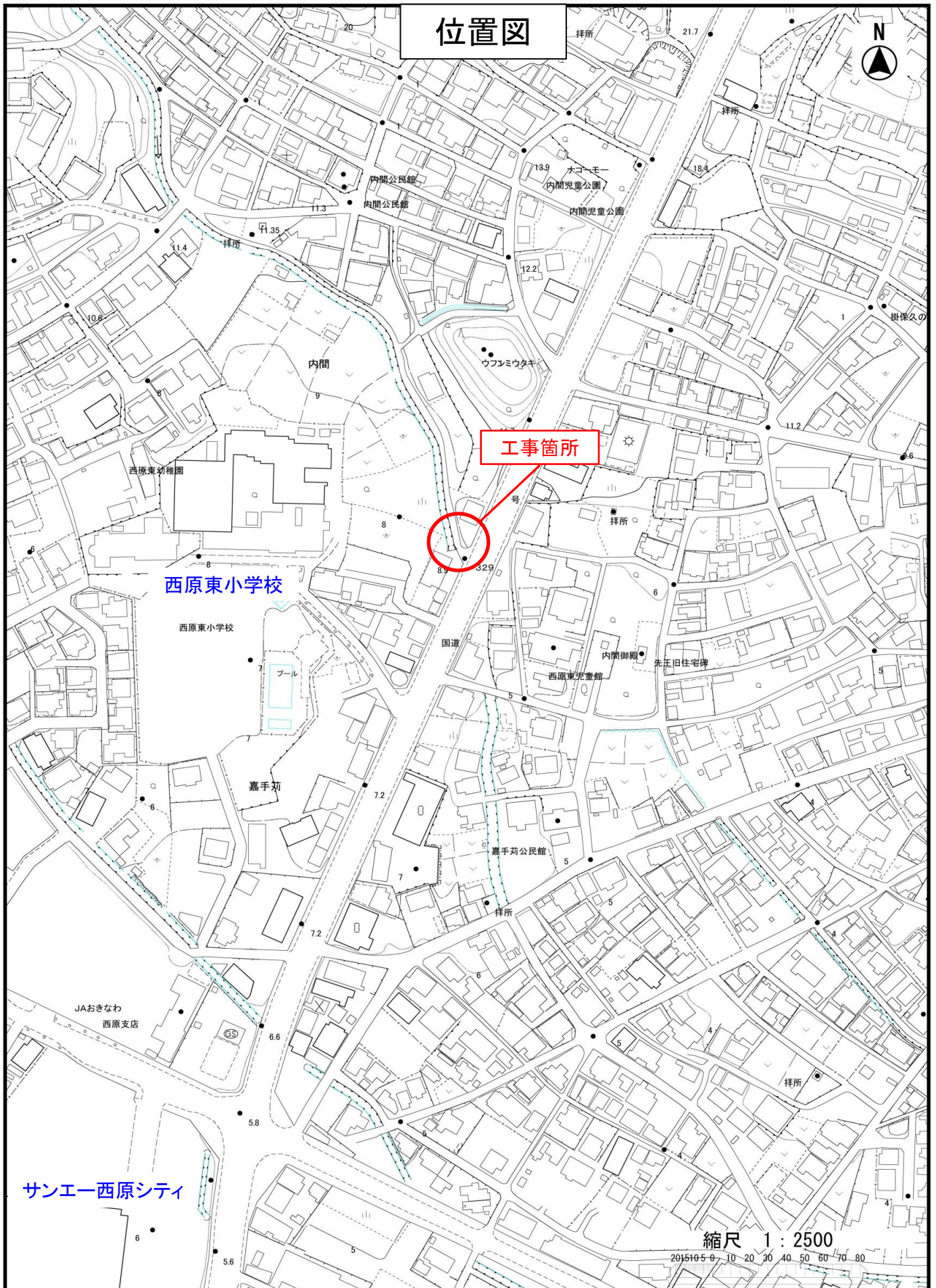
嘉手苅

JAおきなわ
西原支店

サンエー西原シティ

縮尺 1 : 2500

20 30 40 50 60 70 80



令和7年度			工 事 名：西原東こども園アクセス通路整備工事		
			位 置：西原町字嘉手苅地内		
			工 期：150 日		
特 記 仕 様 書					
第 1 条 (共通仕様書の適用)					
本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「共通仕様書」に基づき実施しなければならない。					
第 2 条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)					
共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。					
			特記仕様書 (甲)		西原町
章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			適 用	1	本特記仕様書は、上述の工事に適用する。
				2－1	本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）、及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。施工は、本特記仕様書、図面を優先し、共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
				2－2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員の指示説明をうけなければならない。
				2－3	請負者は、本工事落札決定の日から1週間以内に契約保証書類及び請負契約書を提出しなければならない。
				2－4	請負者は、本工事契約の日から2週間以内に着手届、現場代理人及び主任技術者届、工程表を下記（）の書類の写しを添えて提出すること。 （健康保険被保険者証又は、市町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し）
				2－5	請負者は、本工事契約後、工事着手に先立って施工計画書を提出すること。
				2－6	施工計画書を作成するに当たっては、予め設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件を把握しておくこと。また、地形、地質、気象等の自然特性、工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。

章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			現場事務所の設置	3-1	請負者は工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置し、その一部を監督員詰所として提供しなければならない。
				3-2	事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天候図、その他必要事項を一目で理解出来るよう作成し掲示すること。
			土砂、資材等の運搬について	4	土砂、資材等にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
			竣 工 図 面	5	請負者は、竣工図面として日本工業規格紙加仕上寸法 A-1 (594×841) とし、縮小版 (A3 版観音開き) 1 部、竣工図 C A D データ (黒表紙金文字ケース入り) で提出すること。
			町 (県) 産品の優先使用について	6	本工事に使用する資材等で町 (県) 内で生産又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、町内品を優先して使用するものとする。
			工期について	7	工事に伴う、事業所への支障を最小限に抑える為、工期内的での竣工を図り、また工期の短縮に努める。
			生コンクリート	8-1	本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、JIS 指定工場の製品とし、使用に先立ちコンクリートの配合表を監督員に提出するものとする。
			特記仕様書 (甲)		西原町
章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			生コンクリート	8-2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は鉄筋コンクリートについては、55%以下、無筋コンクリートについては60%以下を原則とする。 但し、道路橋及び函渠・擁壁の最大水セメント比に関しては耐久性を考慮し、次のとおりとする。 上部構造のプレストレスコンクリート構造：43%、 上部構造の鉄筋コンクリート構造、下部構造、函渠・擁壁：50%以下
				8-3	品質管理における圧縮強度試験 (材令28日) は、登録試験所にて行うこと。
			琉球石灰岩の違法採掘防止について	9-1	工事用資材として琉球石灰岩 (古生代石灰岩を除く) を使用する場合は、出鉱証明書 (原本) を提出すること。
				9-2	資材承認願いに「採掘権に関する施業案認可書」の写しを添付すること。
			赤土等流出防止対策について	10-1	赤土等流出防止条例に関連する施設の維持管理について施工計画書にその管理方法を明記する。
				10-2	工事の施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等流出防止対策技術指針 (案) に基づき流出対策を実施するものとする。
			建設業退職金共済制度について	11-1	当該建設工事の現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を確実に実施しなければならない。
				11-2	未加入下請け事業者 (二次以下の下請け事業者も含む) に対する加入を指導するものとする。

			工事カルテ作成について	12-1	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实施情報サービス（CORINS）入力システム（財）日本建設情報センター。平成7年3月）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報センターにフロッピーデスクにより提出するとともに（財）日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。
				12-2	受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
				12-3	完了時登録データの提出期限は、工事完成后10日以内とする。 なお、施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。
			工事着手前の測量について	13	工事着手に先立ち測量を行うこと。
			主任技術者又は監理技術者について	14-1	本工事では、下記の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に専任で配置しなければならない。 イ．建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下『技術検定』という）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ．技術士法（昭和32年法律第124号）による本
			特記仕様書（甲）		西原町
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
					試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
				14-2	3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。但し共同企業体の場合は主任技術者に代えて構成員1社以上から専任の監理技術者を置くものとし、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者をそれぞれ当該現場に専任で置くものとする。そして、施工体制台帳と施工体系図を提出すること。
				14-3	上記監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。
				14-4	上記監理技術者は資格者証を恒に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
				14-5	監理技術者の氏名、資格者名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
			資材承諾について	15	原則として契約の日から2週間以内に提出するものとする。但し、使用時期によるなど品質証明等の入手が困難な資材等については、その限りではない。 材料の見本、資料の提出、試験及び検査の方法、内容等については監督員の指示に従うものとする。

			環境対策について	16-1	工事施工中においては、水質汚濁防止法及びその他環境保全条令を遵守する なお、その対策工法については監督員の承諾を得ること。 周辺住民の環境保全を遵守し、低騒音、低振動型の建設機械を使用する。工事車両道路は散水を行い粉塵防止に努める。
				16-2	施工中に置いては沿道住民及び道路利用者から苦情や意見等があった場合には、丁寧に対応し速やかに必要な措置を講ずるとともに監督員に報告すること。
				16-3	工事期間中は、安全巡視員を配置して工事現場内における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。
				16-4	当該現場において、万が一にも公害が生じたり又は生じるおそれがある場合は、監督職員と請負者が協議のうえその対策を講じるものとする。
			建設廃材の処理について	17	建設廃材については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集・運搬及び処分に当たっては「廃棄物の処分及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。
			標準操作方式建設機械（バックホ）使用について	18	施工に当たり、建設機械（バックホ）を使用する場合は、標準操作方式を使用するよう努めること。
			特記仕様書（甲）		西原町
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			交通整理員について	19	通行の規制を伴う場合は、道路使用許可書のとおりにすること。
			施工時間	20	道路使用許可書等に従うこと。
			工事支障物件	21-1	請負者は、支障となる物件（地下埋設物件、占用物件）の管理者と現地立ち会いのもとで当該物件の調査及び確認を行い、保安対策を協議し事故防止に努めなければならない。また、当該調査結果については着手に先立ち監督員に報告するものとする。
				21-2	請負者の責めにより支障物件に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し必要な措置を取り、請負者の負担により補修しなければならない。
			道路占用に関する特記事項	22	本工事が道路占用等の占用手続きを伴う工事である場合、その占用物の位置を示す鎮設置等を行うこと。
			安全・訓練等の実施	23-1	本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、下記項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。 - 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 - 本工事内容等の周知徹底 - 土木工事安全施工指針等の周知徹底 - 本工事における災害対策訓練 - 本工事現場で予想される事故対策 - その他、安全、訓練等として必要な事項

			建設リサイクル法に関わる実施事項について	23-2	施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
				23-3	安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。
				24-1	請負者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。
				24-2	請負者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業者を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
				24-3	請負者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
				24-4	請負者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
			特記仕様書（甲）		西原町
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			排出ガス対策型建設機械の使用について	24-5	本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
				24-6	本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処理費）は、前記24-5に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
				25	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械を同等とみなす。
			工事運搬車両	25-1	排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。
				26	土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。

			その他(残土処理について) 施工体制台帳 アスファルト舗装切断作業時に発生する濁水処理方法	27 28 29	当該工事において発生した残土は、一部仮置き場へ搬出し再利用する予定であるが、受け入れ条件(コーン指数400)に満たない場合は、処理について協議対応する。 下請け契約を締結するすべての工事について、施工体制台帳を提出すること。 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等との協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
			特記仕様書(甲)		西原町
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を用いた品質管理について 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について	30 31	橋長30m以上の橋梁上部工及び下部工を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。 なお、本要領によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質管理について」(土技第32号、平成13年12月28日)に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。 実施にあたっては、沖縄県土木建築部「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」最新版に準拠する。 新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)を対象とする。 実施にあたっては、沖縄県土木建築部「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」最新版に準拠する。

			完全週休 2 日（土日） Ⅰ 型	32－1	本工事は、受注者が、完全週休 2 日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日は必須）の試行工事である。 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 工事着手前に、月単位の 4 週 8 休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。 毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）に満たないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休 2 日に満たないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乘じる。 完全週休 2 日（土日）補正係数 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合 ① 労務費 1. 0 2、② 共通仮設費率 1. 0 2、③ 現場管理費率 1. 0 3 月単位の週休 2 日補正係数 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が 2 8. 5 %（8 日／2 8 日）以上の場合 ① 労務費 1. 0 2、② 共通仮設費率 1. 0 1、③ 現場管理費率 1. 0 2 工事現場の公衆の見やすい場所に週休 2 日の取得状況を掲示するものとする。 週休 2 日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。
			特記仕様書（甲）		西原町
章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			完全週休 2 日（土日） Ⅱ 型	32－2	本工事は、受注者が、完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休 2 日は必須）の試行工事である。 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

			完全週休 2 日（土日） Ⅱ 型	32-2	月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 取り組む旨の協議が整った場合には、月単位の 4 週 8 休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。 毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成のもの又は完全週休 2 日（土日）を希望しないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日の取組を希望しないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。 なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乘じる。 完全週休 2 日（土日）補正係数 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合 ② 労務費 1. 0 2、② 共通仮設費率 1. 0 2、③ 現場管理費率 1. 0 3 月単位の週休 2 日補正係数 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が 2 8. 5 %（8 日／2 8 日）以上の場合 ② 労務費 1. 0 2、② 共通仮設費率 1. 0 1、③ 現場管理費率 1. 0 2 工事現場の公衆の見やすい場所に週休 2 日の取得状況を掲示するものとする。 週休 2 日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。
			特記仕様書（甲）		西原町
章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			自立式鋼矢板土留工	33	鋼矢板の打設は圧入工法、引き抜きは土留部材引抜同時充填工を想定している。 土留部材引抜同時充填工による矢板引抜の実施については、監督職員立ち合いのもと試験施工を行い、その効果を確認した後でなければ施工してはならない。 施工に当たっては、注入工事に関する技術と経験を有する責任技術者を常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。 施工計画書に土留部材引抜同時充填工について記載しなければならない。 充填管の配置は、施工計画書に基づき所定の位置及び深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定の位置の削孔が妨げられる場合は、監督職員と協議すること。 周辺地盤や周辺構造物等に異常が生じた場合は、直ちに充填注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。 充填注入工の圧力及び流量は、常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が想定数量と注入実績で大幅に差異が生じた場合は、監督職員と協議すること。